

意見募集案件	(仮称)北広島市子どもの権利条例原案について
担当課	保健福祉部児童家庭課 電話 011-372-3311 内 814

意見募集期間	平成 24 年 2 月 1 日(水)から平成 24 年 3 月 21 日(水)まで
原案の公表場所 (閲覧)	◇市役所児童家庭課及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ
意見の提出方法・ 提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	<p>保健福祉部児童家庭課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-373-6805 メールアドレス(訂正後): jidou@city.kitahiroshima.hokkaido.jp</p> <p>【 メールアドレスに誤りがありました(意見を提出された方へのお願い) 】</p> <p>平成 24 年 2 月 28 日(火)14 時 30 分までの意見募集ページに掲載していた提出先メールアドレスに誤りがありました。 このメールアドレスでご意見を提出された方は、市にメールが届いていません。 このため、意見募集の期間を平成 24 年 3 月 21 日(水)まで延長します。 訂正前のメールアドレスにご意見を提出された方は、大変お手数をおかけいたしますが、ご意見を再度提出していただきますようお願い致します。ご迷惑をおかけし申し訳ありません。</p>
検討結果の公表予定時期	平成 24 年 4 月頃 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 北広島市における子どもの権利の保障を推進し、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めるために条例の原案を作成しました。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別添の「(仮称)北広島市子どもの権利条例原案【解説付き】」のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令の規定 児童の権利に関する条約</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 子どもの権利の保障の推進</p>
対象となる政策等の原案	(仮称)北広島市子どもの権利条例原案
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント後のスケジュール <p>(仮称)北広島市子どもの権利条例の議案は、平成 24 年 6 月の第 2 回定例会に提出を予定しています。</p>